機関誌『常陸之佐竹』　投稿規程

常陸佐竹研究会

第１条（目的）

本規程は、常陸佐竹研究会・会則第２条「目的」を踏まえ、機関誌『常陸之佐竹』への投稿に関する基準を定めるものとする。

第２条（投稿資格）

１）投稿者は原則として本会会員とする。

２）ただし、役員会または編集委員会が適当と認めた場合は、外部寄稿を受け付けることができる。

第３条（投稿区分）

本誌への投稿区分は以下とする。

１）巻頭言

・常陸佐竹研究会から依頼した自治体関係者、有識者等による寄稿。

２）研究論文

・佐竹氏およびその歴史・文化等に関する特定の研究課題について、史料、文献その他の資料に基づき、一定の方法によって検証・考察し、その成果を論理的にまとめたもの。

・外部からの寄稿・講演会等に基づく論考を含む。

３）研究ノート

・佐竹氏およびその歴史・文化等に関する調査・研究の過程で得られた新たな史料、資料、情報、知見、問題提起、史料に基づく独自の考察等を紹介するもの。研究の成果だけでなく、研究の途中で得られた貴重な史料や知見も掲載する。

※「研究論文」と「研究ノート」の投稿区分については、論文としての優劣や完成度によって区分するものではなく、論考の目的や性格に応じて区分するもの。

4）私の関心事・視察記（紀行文・訪問記・随筆）

会員による常陸佐竹氏関連の史跡、文化財等の訪問記、調査記録、紀行文、随想などこれらに類する自由形式の文章。

5）その他・雑録

新入会員の一言、常陸佐竹氏の関連する雑記・企画展示報告などその他編集委員会が認めた記事。

6）事業報告

常陸佐竹研究会の年間活動記録、各委員会の活動記録、その他本会の事業に関する報告。

第4条（原稿内容）

1）投稿原稿は未発表のものを原則とする。ただし、編集委員会が本誌への掲載に適当と認めた場合は、この限りでない。

2）内容は、常陸佐竹氏に関する歴史研究、またはこれに関連する歴史・文化・地域研究に関するものとする。

3）他者の著作物・史料、写真、図表その他の著作等を引用または転載する場合は、適切な出典を明記し、必要に応じて著作権者その他の権利者からの承諾を得ること。

特に図表、グラフ、写真、地図等の利用にあたっては、著作権者その他の権利関係に十分留意するものとする。

4）原稿の作成にあたっては、確認された事実と執筆者の意見・推論は可能な限り明確に区別し、客観性および正確性に配慮すること。

5）個人または団体に対する誹謗中傷、名誉毀損にあたる表現、ならびにその他根拠の不確実または真偽が確認できない情報の掲載は避けること。

第5条（執筆要領）

1）年号は和暦または西暦を用い、必要に応じて併記する。

2）人名・地名は初出時に適宜説明を付すことが望ましい。

3）研究論文および研究ノートには、可能な範囲で出典または参考文献その他の参考資料を

明記するものとする。

4）注記は脚注または文末注のいずれでも可とする。

5）本会が投稿・編集等に関して別途定める規則、細則その他の関連規程がある場合は、これを遵守するものとする。

第6条（内容確認）

1）提出原稿は編集委員会において内容の確認を行う。

2）必要に応じて著者に加筆、修正、出典の確認その他必要な対応を依頼することができる。

3）編集に際しては著者の執筆意図を尊重し、原則必要最小限の修正にとどめるものとする。

第7条（掲載）

1）原稿の掲載の可否、掲載区分および掲載順は、原則として編集委員会が決定する。

2）本会の目的または趣旨に著しく反する内容、第三者の権利を侵害するおそれのある内容、その他掲載することが適当でないと認められる原稿については、編集委員会は掲載を見送ることができる。

ただし、本会の運営または対外的な責任に関わる重要な事項については、役員会と協議するものとする。

3）掲載後に、重大な誤り、権利侵害その他の問題が判明した場合は、編集委員会は必要に応じて、訂正、追補、掲載内容の修正、必要に応じた削除その他の措置を講じることができる。

ただし、本会の運営または対外的な責任に関わる重要な事項については、役員会と協議するものとする。

第8条（著作権と管理）

1）本誌に掲載された原稿の著作権は、原則として著者に帰属する。

2）著者は、常陸佐竹研究会が、本会の活動および広報を目的として、本誌に掲載された原稿の全部または一部を、必要な範囲で本会のホームページ、SNS その他の広報媒体に掲載、

転載または紹介することをあらかじめ了承するものとする。

3）前項の利用にあたっては、原則として著者名および出典を明示するものとする。

4）著者が第三者の著作物、写真、図表等を原稿中に使用する場合は、著者の責任において、必要な許諾その他の権利処理を行うものとする。

第９条（その他）

本規程に定めのない事項については、編集委員会において協議のうえ決定する。

ただし、重要な事項については、必要に応じて役員会と協議するものとする。

附則

本規程は令和８年 10 月３日より施行する。